

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	自立支援医療（更生）給付事業			事業コード	0375
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	石橋 浩 幸	担当者名	高橋 陽 子	内線番号	2517
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 自立支援医療（更生医療）給付事業（004-01）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 30 年度	
根拠法令等	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号） 障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号） 障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号） 盛岡市自立支援医療費支給認定通則 盛岡市自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱			

(2) 事務事業の概要

身体障害者手帳所持者が、手帳に記載された「障害名」及び「原因疾病」について、その障がい除去または軽減し、生活能力の向上や社会生活を容易にするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成する。これにより、当該医療に係る受診者の自己負担は原則として医療費の 1 割に軽減される。

なお、更生医療に要する費用に対する国庫、県費の負担割合は、それぞれ 1/2、1/4 であり、残りの 1/4 を盛岡市が負担している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

更生医療制度は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づき実施されてきたが、後に障害者自立支援法の施行とともに同法へ制度が移管され、現在に至っている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

身体障害者手帳所持者数が年々増加している。また、障害者自立支援法の施行により自己負担額が原則 1 割となった。

なお、平成 19 年 3 月診療分から、生活保護受給者に係る人工透析医療が、生活保護法に基づく医療扶助の対象から外れ、障害者自立支援法に基づく自立支援医療へと移行されており、更生医療の大半が生活保護受給者の人工透析医療となっている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- 更生医療支給認定申請者
- 更生医療が必要と認められた申請

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 支給認定申請数	件	126	102	110	127	120
B 更生医療が必要と認められた件数	件	124	100	110	125	120
C						

*平成23年度の2件のずれは年度を越して認定されたもの。

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- 1 支給認定事務
 - ①申請資格審査
 - ②県身体障害者更生相談所への要否判定依頼
 - ③要否判定結果に基づく支給認定
- 2 更生医療費支払事務
 - ①請求内容審査
 - ②支払 (国保連, 支払基金)
- 3 その他
 - ①国庫, 県費負担金請求事務
 - ②各種統計報告事務

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 支給認定件数	件	124	100	110	125	120
B 支給認定申請却下(制度対象外)件数	件	2	2	0	0	0
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

更生医療が必要と認められた身体障がい者について, 医療費助成を行うための支給認定を行うことにより, 障がいの改善または機能の維持に寄与する。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 更生医療が必要と認められた申請に対する支給認定割合(支給認定件数/更生医療が必要と認められた件数×100)	□上げる □下げる ■維持	%	100	100	100	100	100

B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	90,567	85,141	84,803	102,424
	②県	千円	44,527	42,570	42,401	51,212
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	43,015	42,572	42,402	51,214
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	178,109	170,283	169,606	204,850
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	600	600	600	600
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,400	2,400	2,400	2,400
計	トータルコスト A+B	千円	180,509	172,683	172,006	207,250
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

身体障がい者の障がいの改善または機能の維持により社会参加の促進が図られることから、整合性があると考えられる。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

多額な医療費のため必要な医療が受けられない事態が想定され、障がい者の社会参加についても抑制の方向に働くと考えられる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法定事務であり、更生医療が必要と認められた全ての身体障がい者に対し支給認定を行っていることから、向上の余地はないと思われる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

関係法令及び厚生労働省通知（ガイドライン）を基に策定した実施要領に基づき，更生医療を受ける必要がある者に対して支給認定を行っているので公平・公正である。

また，受益者においては，更生医療費の支給を受けるために申請者が市に対して負担する費用は発生しないことから，公平・公正である。

(4) 効率性評価

現在，事務担当者 1 名のみでこの事務にあたっており，申請受理から交付決定までの一連の事務等を行っていることから人件費の削減余地はない。

また，事業に係る費用についても実績に応じた更生医療費及び国保連と支払基金への審査・支払手数料であるため，削減の余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

法定事務であるため，現状維持となる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法に従い適切に事務を行っており，事務の電算化も図ったことから改革改善の余地がほとんどない。